

徳島県告示第十八号

平成十六年徳島県告示第七百五十六号（漁業災害補償法の規定による区域及び漁業の区分を定めた件）の一部を次のように改正し、令和三年一月十九日から施行する。

令和三年一月十九日

徳島県知事

飯 泉 嘉 門

表長原加入区の項中

4 1及び3に掲げる漁業以外の漁業（使用する漁船の合計総トン数が十トン未満のもの）

を

4 主として延縄を使用しむ漁業（使用する漁船の総トン数が十トン未満のもの）
5 1、3及び4に掲げる以外の漁業（使用する漁船の合計総トン数が十トン未満のもの）

に改める。

て
営
合
計
も
の
漁
業
船
の
満
の